

# 関西国際空港発着訪日観光レンタカー活用事業 公募型プロポーザル仕様書

## 1 委託業務名

関西国際空港発着訪日観光レンタカー活用事業

## 2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

## 3 趣旨・目的

兵庫県は、日本海と瀬戸内海という南北2つの海に面し、バラエティに富んだ自然や文化や風土に恵まれ、素晴らしい観光資源に恵まれているが、交通手段等の問題から、活かされていない状況にある。

そこで、多くの訪日観光客が見込まれる台湾市場に向けて、インフルエンサーを活用し、関西空港発着のレンタカー利用によるモデルコースの紹介をすることで、訪日観光客の訪問が難しかった観光資源への誘客を図る。

## 4 ターゲット

台湾からの旅行予定者

## 5 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

## 6 委託料の上限額

委託料の上限額は4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 7 業務の内容

次の3つの業務を行うこと。

- (1) インフルエンサーを活用したプロモーション
- (2) ランディングページの制作
- (3) 実施結果の検証

### (1) インフルエンサーを活用したプロモーション

上記4のターゲットに対し、関西空港発着でレンタカーを利用する県内モデルコースの認知度及び訪問意欲の向上を図るため、インフルエンサーを活用したプロモーションを実施すること。

- ① 日本在住で台湾に影響力を持つインフルエンサー1名以上を起用すること。
- ② 当該インフルエンサーにより、関西空港発着でレンタカーを利用した県内モデルコースを紹介する動画を作成し、SNSメディアアカウントへ投稿すること。
- ③ 動画の時間及び本数は、効果が高い内容を提案すること。
- ④ モデルコースを提案すること。なお、訪問場所・日時については、委託者と協議の上、最終決定すること。

- ⑤ 動画の作成は、委託者が提供する令和4年度に実施した関西国際空港発着訪日観光レンタカー市場活性化事業の結果等を活用し、本県への訪問確度の高い旅行検討層に対し、本県の観光情報・魅力および外国人旅行者に対する安全・安心情報を紹介するような内容とすること。
- ⑥ インフルエンサーの本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること。
- ⑦ 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。
- ⑧ 動画制作に関する関空を発着するレンタカーに係る調整は受託者が行うこと。
- ⑨ 訪問先等への投稿許諾関係は受託者又はインフルエンサーが行うこと。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の状況や、訪問先の都合によってスケジュール等を再調整する場合があるため、臨機応変に対応すること。

## （２）ランディングページの制作

上記4に記載のターゲットに対し、関空発着のレンタカーを利用した兵庫県モデルコースへの旅行を喚起するランディングページ（以下、LPという）を以下のとおり制作する。

- ① ひょうご観光本部サイト「HYOGO!ナビ」内に、上記（１）インフルエンサー動画、レンタカーを利用したモデルコース、および委託者が指定する県内DMOを紹介するLPを制作すること。
- ② 制作言語は、台湾からの旅行者に向けた中国語（繁体字）とする。
- ③ LPの基本構成は受託者が提案するものとし、委託者と協議の上、詳細を検討すること。
- ④ ドメインの要件
  - ・LPは委託者が保有する「hyogo-tourism.jp」のサブディレクトリとする。
  - ・「HYOGO!ナビ」の既存コンテンツとデザインの調和を図りつつ、写真や動画などを活用し、LPとしての内容や特徴が伝わるようなディレクトリにすること。
- ⑤ LPはHTMLファイルで作成された静的なものとする。
- ⑥ SSLまたはTLSにより通信を暗号化すること。
- ⑦ 各種OS（Windows：Windows7、Windows10及びWindows11、MacOS：最新版）及び各種ブラウザ（Microsoft Edge：最新版、Google chrome：最新版、Firefox：最新版、Safari：最新版）に対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がないこと。
- ⑧ PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。RWD（レスポンシブルウェブデザイン）で構築すること。
- ⑨ 公開するコンテンツについては、運用開始前までに資料を提出し委託者の承認を得ること。
- ⑩ LPのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を委託者が管理画面等で測定できるように、「Google Analytics」を導入すること。

- ⑪ 効果的なSEO対策を行うこと。
- ⑫ LPへの誘導広告に使用するための、兵庫県の知名度向上及び興味関心をひくバナーを制作すること。
- ⑬ 電子媒体一式（LP（形式：html）およびバナー（形式：png または jpeg））を委託者が指定する期日までに、提出すること。

### （3）実施結果の検証

上記（1）（2）の業務による訪日及び訪県旅行者の分析及び検証を実施することとし、業務の効果及び実績について把握方法を含めて明確にすること。

また、業務報告については、分析結果に基づく数値や現段階でのターゲットの他、考察を含む分析レポートとして今後活用できる内容とすること。

## 8 実績報告書の提出

### （1）実績報告書

受託者は、本事業の終了後、「実績報告書」を委託者に提出すること。なお、「実績報告書」には、SNS メディア動画再生回数、LPのアクセス件数を必ず記載すること。

### （2）提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

### （3）提出期限

令和6年3月29日（金）

## 9 事業実施上の留意点

### （1）留意事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### （2）委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

## 10 著作権等の権利関係

受託者は、委託者が提供する画像・テキスト等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、撮影・使用する動画、写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則

委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に委託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

## 11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## 13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 14 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

## 15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

## 17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

## 18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。